

# 「諸家系譜」にみえる申渡と家格変動

—松平重昌・重富履歴の分析を通じて—

越坂 裕太

## はじめに

本稿は、近世後期に作成された系譜史料「諸家系譜」を通して、大名家格を中心に、近世中後期武家社会の政治状況の一端について考察を試みるものである。

陸軍文庫旧蔵「諸家系譜」全一八冊は、柳営学研究で知られる小川恭一氏からの寄贈を受け、現在、学習院大学史料館所蔵「三田村鳶魚・小川恭一コレクション」として管理されている。本史料の伝来経緯については後述するが、大名家を中心に様々な系譜史料を収録し、個々の履歴はもろろんのこと、とくに大名家制度や武家社会を考察するうえで豊富な情報を提供する。

なかでも本稿で取り扱う第六巻には、越前福井松平家（越前守家）の系譜が収録され、一橋徳川家の初代宗尹の息子でともに松平家の養子に入つた重昌（一七四三～一七五八）と重富（一七四八～一八〇九）以降の当主・妻・子女たちの履歴が記されている。そこに多く引用されているのが、殿中儀礼における格式の表徴として重視された殿席・礼席などの礼遇に関して老中から個別に伝達された申渡（おもに口達、あるいはその内容を控えた書付）である。この申渡は笠谷和比古が古文書学的に「老中申渡書」と分類した類型と関連し、その一角を占めると考えられるが、大名個人に宛てた申渡として各人の礼遇・格式を示すものが含まれ、後世には家格の根拠たりえた。そのため、「諸家系譜」では、その内容や伝達方式に関心を払い、

記録したと考えられる。

さらに、武家儀礼・政治史の視点からは、延享四年（一七四七）における重昌の養子縁組が、徳川將軍家の男子が他大名家の養子に入る初の事例であった点に大きな歴史的意義を見出せる<sup>②</sup>。一代將軍徳川家斉の時代に將軍子女たちとの縁組を通じた家格上昇運動が盛んになったことはよく知られているが<sup>③</sup>、こうした大名家格制変動の嚆矢と位置づけられるのが、重昌とそれに続く重富の養子入りにもなう福井松平家の家格上昇であった<sup>④</sup>。二代続けて一橋家から養子を迎えたことは、幕末に至るまでの同家の家格を確固たるものとしたが、そのような観点からも、松平重昌・重富の履歴を対象とし、そこに記録された申渡から、家格変化の過程を探ることの意義は認められよう。

以上を前提に本稿では、第一章において、「諸家系譜」の基本的な書誌情報をまとめ、史料の利用環境を整えることを第一の目標にする。そのうえで、第二章では、第六巻で引用された松平重昌・重富宛て申渡に注目しながら、両者の礼遇や家格変動の基礎的事項について確定していく。右とあわせ、近世後期の系譜史料の活用についても模索していくこととしたい。

## 一、陸軍文庫旧蔵「諸家系譜」の書誌情報

### 1 構成と内容

「諸家系譜」は全一七巻からなる。ただし、第二巻が上・下に分冊され

るため、計一八冊である。各書冊は縦二三〇mm・横一六五mmの半紙縦帳。表紙は明治期に付されたもので、前表紙の外題・扉の内題ともに左上部に打付書きで「諸家系譜」と題が記されるが、本文と筆跡が異なることから、題は後日付与されたのだろう。記者や作成時期は明記されないが、文政期頃から嘉永期にかけての作成と推測される。なお、類似の題を持つ史料は各所で確認できるが、本史料と同一の内容を持つものは未見である。

全体の構成は表1に示したとおりである。一覧すればわかるように、大名家を中心とした諸家の系譜に加え、由緒書や身上書なども収録して多様である。また、同一の大名家であっても複数の系譜が収録される場合があり、各系譜の記載範囲や内容には差異が見られる。さらに筆跡から、系譜によつては複数時期に分けて書き継がれたとみられ、墨書あるいは朱書による註記や修正・校訂も散見する。

収録された各系譜の性格や機能については個々の検討を重ねるよりほかに、現時点では全容を提示するに及ばないが、試みとして、表1には当主・妻・子女の欄を設け、各系譜に記載された情報量に応じて、×/△/○/◎で示すことにした。基準としては、名前・忌日・法号・葬地に加え、相続や官途（男性）、嫁ぎ先や出産（女性）などの基本情報が記されている。○、加えて人生儀礼等のより詳細な履歴を有するものを◎としたが、判断に迷った際は、各系譜全体で記述量がおおむね五行未満の項目を○、それ以上を◎とした。また、歴代男性当主の情報に特化した系譜も含まれるが、その場合は、妻・子女の欄を×、たんに「奥方（夫人・簾中）」「某」「男子」「女子」と記すのみで情報量が乏しい場合には△とした。

このほか、必要に応じて備考欄に情報を補ったが、ひとつの基準として漢文体であるか否かについても注視した。当時の慣習から、漢文調で整えられた系譜がより入念に編纂されて完成度を高めた系譜であった可能性は高く、既成本からの転写が想定されたためである。

一方で、漢文体でない系譜についても、各種記録を参照してまとめた上げた形跡が随所で確認され、独自の史料価値を有するものが多い。具体的には、当主・妻・子女の全欄が◎である福井松平家（第六巻）・田安德川家

（第八巻）・島津家（第九巻）・黒田家・高須松平家（ともに第一〇巻）・一橋徳川家（第一五巻）では、男女ともに個人の人生儀礼や格式に関わる履歴が詳細に記され、質・量ともに充実した系譜史料といえる。実務的記録としての側面も垣間見えるが、いずれにしても、記者の強い目的意識を看取できる。

ところで、右に挙げた詳細な系譜の各家に共通するのは、一橋徳川家との血縁関係である。一橋家は、八代將軍徳川吉宗の四男宗尹が創始し、田安家・清水家とともに徳川三卿の一つに数えられるが、のちに一代將軍家斉・一五代將軍慶喜を輩出し、近世後期の政治史において重要な役割を果たした。系図を見れば明らかのように、一橋家からは、福井松平家に重昌・重富・本之丞、田安家に斉匡、黒田家に治之・斉隆、高須松平家に義居が養子に入っている。さらに島津家に保・英（弘子）が嫁し、一代將軍となった家斉の妻は同家出身の茂（近衛寛子）だった。このような血縁関係を前提にするならば、「諸家系譜」が一橋家を中心とした交際関係に関心を払いながら作成された系譜史料であったとの推論も成り立つ。

右の推論もふまえながら、「諸家系譜」の各巻の内容を次のように整理しておきたい。

・第一巻 撰家の一条・二条、世襲親王家である桂（京極）宮・伏見宮、

徳川三家（尾張・紀伊・水戸）の系譜を収載。収載された撰家・親王家は、いずれも一橋家歴代当主妻の生家である。<sup>5)</sup>

・第二～八巻 徳川三家とその連枝・分家、越前家（徳川家康二男秀康の系統の松平氏）、会津松平（二代將軍秀忠庶出子の正之の系統）、徳川三卿のうちの田安（八代將軍吉宗の二男宗武が創設）、清水（九代將軍家重の二男重好が創設）の徳川・松平の將軍家門全二一家の系譜を収載。

・第九・一〇巻 島津・細川・有馬・奥平・黒田・高須松平の系譜で、いずれも一橋家初代宗尹・二代治済・三代斉敦の子女を通じ血縁関係にあった家である（系図参照）。第九巻末には、参勤交代にともなう各家当主の江戸参府・賜暇の日付を列挙する。

系図 一橋徳川家当主と子女

註) 破線は養子関係を示す。早世の子女は省略した。

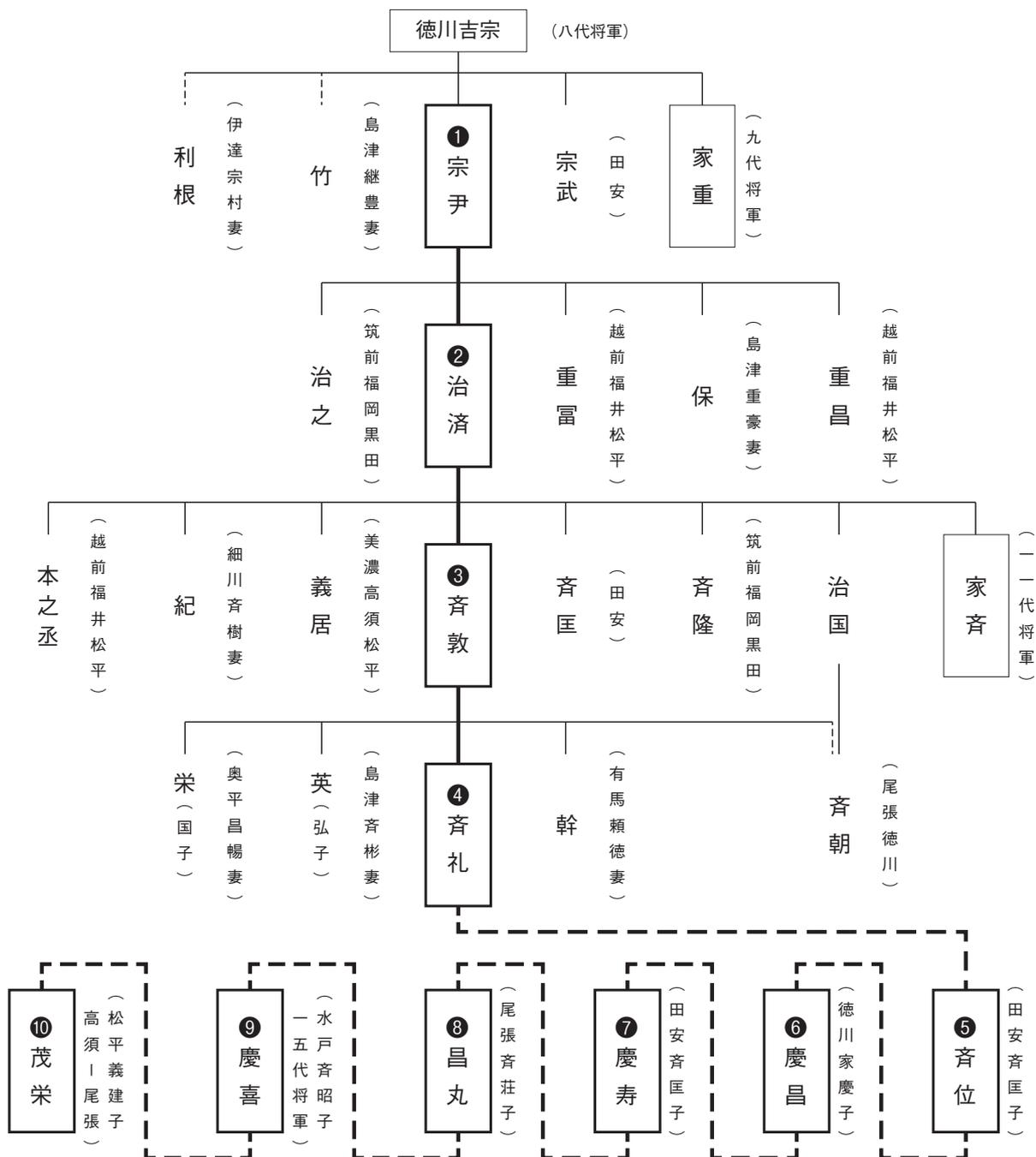


表1 「諸家系譜」全17巻(18冊)の構成

巻	家名など	当主名(相続前に死去した嫡子等も含む)	当主	妻	子女	備考(申渡引用を含む場合は特記)
1	一条	兼香—道香—輝良—忠良—実通—忠香	◎	○	○	兼香娘(深達院)は一橋宗尹妻
	桂(京極)宮	家仁—公仁—盛仁—節仁	○	×	△	公仁親王娘(桂芳院)は一橋治濟妻
	二条	宗基—重良—治孝—斉通—斉信—斉敬	◎	○	○	治孝娘(請安院)は一橋斉敦妻
	徳川(尾張①)	宗春—宗勝—宗陸(—治休—治興—治行—敬之助)—斉朝—斉温—斉荘—慶臧—慶恕	◎	○	○	※申渡(敬之助・斉朝・斉温)
	徳川(紀伊①)	宗直—宗将—重倫—治貞—治宝—斉順—斉彊—慶(福)	◎	○	○	※申渡(治宝・錯(治宝娘)・斉順)
	徳川(水戸)	(光圀—綱條—宗堯—)宗翰—治保—治紀—斉脩—斉昭—慶篤	◎	○	○	※申渡(治保・治紀・斉脩)
	伏見宮	貞敬親王—邦家親王—陸宮	○	△	△	貞敬親王娘(東明宮)は一橋慶寿妻
2上	徳川(尾張②)	義直—光友—綱誠—吉通—継友—宗春—宗勝—宗陸(—治休—治興—治行—某)—斉朝—斉温	◎	○	◎	漢文体
	松平(尾張連枝、美濃高須①)	義行—義孝—義淳—義敏—義裕—勝当—義居—義和—義建	◎	○	○	
	松平(尾張連枝、陸奥梁川①)	義昌—義方—義真	◎	○	○	
	徳川(尾張③)	光友・綱誠・宗勝の子女、席次	—	—	—	実母・忌日・法号・葬地など ※奥書(文化5年5月)「成田氏所蔵の書もて文化の末藩邸へ尾藩より参らせられし御譜こもれし公達の御譜を抔写しぬカ」
	松平(尾張連枝、美濃高須②)	義行の子女、席次	—	—	—	
松平(尾張連枝、陸奥梁川②)	義昌の子女、席次	—	—	—		
2下	徳川(尾張④)	義直・光友・綱誠・吉通・某・継友・宗春・宗勝・宗陸、友著	◎	◎	×	
	松平(尾張連枝、美濃高須②)	義行・義孝・義敏	◎	◎	×	
	松平(尾張連枝、陸奥梁川②)	義昌・義賢・義真	◎	◎	×	
	徳川(尾張⑤)	斉朝	◎	×	×	※申渡 斉朝は一橋治国1男
3	徳川(紀伊②)	頼宣—光貞—綱教—頼職—吉宗—宗直—宗将—重倫—治貞—治宝—斉順	◎	○	◎	漢文体
	松平(紀伊連枝、西条)	頼純—頼致—頼渡—頼邑—頼淳—頼謙—頼看—頼啓—頼学	◎	○	○	
	徳川(紀伊③)	宗直～斉順の妻妾・子女の忌日・法号・葬地など。	—	—	—	
4	松平(越前家、越前福井①)	秀康—忠昌—光通—昌親—綱昌—吉品—吉邦—宗昌—宗矩—重昌—重富—治好—斉承	◎	○	○	漢文体
	松平(越前家、越前福井②)	綱昌・吉品・吉邦・宗昌・宗矩、昌勝、昌平	◎	×	×	
	松平(越前家、越後糸魚川)	直堅—直知—直之—直好—賢房—直紹—直益—直春	◎	△	△	
	松平(越前家、美作津山①)	忠直—光長—綱賢—宣富—某(浅五郎)—長熙—長孝—康哉—康父—斉孝—斉民	◎	○	○	漢文体
	松平(越前家、出雲松江①)	直政—綱隆—綱近—吉透—宣維—宗衍—治郷—斉恒	◎	○	○	
	松平(越前家、出雲松江②)	綱近・吉透・宣維・宗衍	◎	×	×	※申渡(宗衍)
	松平(越前家、出雲広瀬)	近栄—近時—近朝—近明—近輝—近貞—直義—直寛	◎	○	○	
5	松平(越前家、出雲母里)	隆政—直丘—直員—直道—直行—直嵩—直方—直興	◎	○	○	漢文体
	松平(越前家、武蔵川越)	直基—直矩—基知—明矩—朝矩—直恒—直温—矩典	◎	○	○	

【研究ノート】「諸家系譜」にみえる申渡と家格変動 —松平重昌・重富履歴の分析を通じて—

	松平 (越前家、播磨明石)	直良—直明—直常—直純—直泰—直之—直周—直韶	◎	○	○	
6	松平 (越前家、越前福井③)	(吉邦—宗昌—) 宗矩—重昌—重富—治好—齐承—齐善—慶永	◎	◎	◎	※申渡 (宗矩・重昌・重富・治好・齐承・齐善・慶永) 重昌・重富は一橋宗尹1男・3男、齐承妻 (浅) は将軍家齐娘、齐善は同22男
7	松平 (水戸連枝、陸奥守山)	頼元—頼貞—頼寛—頼亮—頼慎—頼誠—頼升	◎	○	○	漢文体
	松平 (水戸連枝、常陸府中)	頼隆—頼如—頼明—頼永—頼幸—頼濟—頼前—頼説—頼繩	◎	○	○	
	松平 (水戸連枝、常陸穴戸)	頼雄—頼道—頼慶—頼多—頼救—頼敬—頼筠	◎	○	○	
	松平 (水戸家臣) ※頼房7男	頼泰—頼福—頼匡—頼忠—頼脩—保福—頼紹—頼善—頼位	○	×	○	
	松平 (水戸家臣) ※頼房5男	頼利 (一娘3名)	○	×	○	
松平 (陸奥会津)	正之—正経—正容—容貞—容頌—容詮—容住—容衆—容和	◎	○	○		
8	徳川 (田安)	宗武—治察—齐匡—齐荘—慶頼、定国・定信	◎	◎	◎	※申渡 (治察・定国・定信)
	松平 (伊予松山) ※宗武6男	定国の子女	◎	×	○	
	松平 (陸奥白河) ※宗武7男	定信の子女	◎	×	◎	
	徳川 (清水)	重好・齐順・齐明・齐彊	◎	◎	×	※申渡 (重好)
	竹本	(宗武実母本徳院生家)	—	—	—	略系図 (通称・忌日のみ)
三浦・松平	(重好実母安祥院生家)	—	—	—		
9	鳥津 (薩摩鹿見島①)	(吉貴—継豊—宗信—重年—) 重豪—齐宣—齐興—齐彬	◎	◎	◎	重豪妻 (保) は一橋宗尹娘、齐彬妻 (英) は一橋治済娘 ※申渡 (重豪・齐宣)
	細川 (肥後熊本①)	(重賢—治年—) 齐茲—齐樹—齐護—慶前	◎	○	○	齐樹妻 (紀) は一橋治済娘
	有馬 (筑後久留米①)	頼貴—頼端—頼徳—頼永	◎	○	○	頼徳妻 (幹) は一橋齐敦娘
	奥平 (豊前中津①)	(信昌—昌男—) 昌高—昌暢—昌猷—諏五郎	◎	○	○	昌暢妻 (栄) は一橋治済娘
	松平 (越前家、越前福井④)	宗矩・重富・治好・齐承・齐善・慶永	—	—	—	江戸参府・賜暇の日の一覧表
	黒田 (筑前福岡①)	継高—治之—治高—齐隆—齐清—齐溥	—	—	—	
	鳥津 (薩摩鹿見島②)	重豪—齐宣—齐興—齐彬	—	—	—	
	細川 (肥後熊本②)	齐茲—齐樹—齐護—慶 [ ] (前)	—	—	—	
	有馬 (筑後久留米②)	頼貴—頼徳—頼永—慶頼	—	—	—	
奥平 (豊前中津②)	昌高—昌暢—昌猷—昌 [ ] (服)	—	—	—		
松平 (尾張連枝、美濃高須③)	義建	—	—	—		
10	黒田 (筑前福岡②)	継高—治之—治高—齐隆—齐清—齐溥	◎	◎	◎	治之は一橋宗尹5男、齐隆は治済3男 ※申渡 (継高・治之・齐隆・齐清・齐溥)
	松平 (尾張連枝、美濃高須④)	勝当—義居—義和—義建—義 [ ] (比)	◎	◎	◎	義居は一橋治済7男
11	[将軍本妻・実母・妻妾]	徳川広忠—家治の妻妾 (36名)	—	—	—	出自・忌日・法号・葬地・賜備料など
12	近衛	前久—忠熙	○	△	△	官途・忌日・法号などの略譜
	九條	兼孝—幸経	○	△	△	
	二條	昭実—齐敬	○	△	△	
	一條	内基—忠香	○	△	△	
	鷹司	信房—頼熙	○	△	△	
	[撰家当主] (表)	(五撰家当主の官職・実名)	—	—	—	延宝9年から天保8年まで
	久我、轉法輪、西園寺、徳大寺、花山院、大炊御門、今出川、廣幡、醍醐		△	×	×	略系図
尾張家老 (成瀬・竹腰・清水・渡邊・石河)		○	×	×	当主のみの略系図、家督・叙爵・江戸参府・死去年ほか記載	
紀伊家老 (安藤、水野、三浦、久野)		○	×	×		
水戸家老 (中山、山野辺)		○	×	×		

13	蒲生 (伊予松山)	定秀一賢秀一氏郷一秀行一忠郷一忠知	◎	×	×	漢文体、「蒲生家譜、御徒目付末永慶吉差出候よし」とあり
	青山 (丹波篠山)	忠門一忠成一忠次一忠俊一宗俊一忠雄一忠重一俊春一忠朝一忠高一忠講一忠裕	◎	×	×	
	本多 (三河岡崎)	信重一広孝一康重一康紀一忠利	◎	×	×	
	成瀬 (尾張家老)	正成一正虎	◎	×	×	
	・側衆・広敷用人・小姓・小納戸・医師・長福付・小次郎付・小五郎付ほか役人一覧 (享保期)		—	—	—	幕臣に取り立てられた旧紀伊家臣
	・「渋谷縫殿右衛門」の身上書上 差出：渋谷寛九郎		—	—	—	
	前田 (越中富山)	利次一正甫一利興一利隆一利幸一利与	◎	○	×	
	・「奉願上候覚」(安祥院殿付伊賀者恩田伴次郎、天明8年9月)		—	—	—	
	・「後藤庄三郎光次」、初～10代の由緒書上		—	—	—	
14	[甲府家]	綱重一綱豊	◎	○	○	
	[館林家]	綱吉一徳松	◎	○	○	
	宗 (対馬府中)	(知盛～義純一) 義智一義成一義真一義倫一義方一義誠一方熙一義如一義蕃一義暢一義功一義質一義章一義和	◎	×	×	※申渡 (義蕃・義暢)
	[関白]	九条兼孝～鷹司政通	—	—	—	就・退職年月日の一覧表
	[武家伝奏]	広橋兼勝～三条大納言 (実万)	—	—	—	
15	徳川 (一橋)	斉礼一斉位一慶昌一慶寿一某 (昌丸)一慶喜	◎	◎	◎	他家転出者は、縁組前のみの年譜を記載。各譜 (1・8巻) に続く
16	池田 (備前岡山)	継政一宗政一治政一斉政一斉輝一斉成一斉敏一慶政	◎	×	×	
	加藤 (伊予大洲)	泰衙	○	×	×	泰衙母は一橋宗尹実母の妹
	伊達 (陸奥仙台)	宗村一重村一斉村	◎	○	○	宗村妻 (利根) は将軍吉宗養女
	池田 (因幡鳥取)	治道一斉邦一斉稷一斉衆一斉訓一慶行	◎	○	○	斉衆は将軍家斉13男、斉訓妻 (泰) は同娘 ※申渡 (斉衆)
	松平 (越前家、美作津山②)	康父一斉孝一斉民	◎	○	○	斉民は将軍家斉15男 ※申渡 (斉孝・斉民)
	松平 (石見浜田)	武厚一斉良	◎	○	○	斉良は将軍家斉20男 ※申渡 (武厚・斉良)
	蜂須賀 (阿波徳島)	斉昌一松菊 (斉裕)	◎	×	×	松菊 (のち斉裕) は将軍家斉22男 ※申渡 (斉昌・松菊)
	松平 (武蔵川越)	矩典一紀五郎 (斉省)	◎	○	×	紀五郎 (のち斉省) は将軍家斉25男 ※申渡 (斉昌)
17	松平 (播磨明石)	直韶一周丸 (斉宣)	◎	○	×	周丸 (のち斉宣) は将軍家斉26男
	前田 (加賀金沢)	(利家一利長一利常一光高一) 綱紀一吉徳一宗辰一重熙一重靖一重教一治脩一斉広一斉泰一慶寧	◎	○	×	吉徳妻 (松) は将軍綱吉養女、斉泰妻 (溶) は将軍家斉娘
	松前 (陸奥松前)	(信広一光広一義広一季広一) 慶広一盛広一公広一氏広一高広一矩広一邦広一資広一道広一章広一見広一良広一昌広	◎	×	×	
	吉川 (周防岩国、毛利家臣)	広家・広正・広喜・広猶・広達・経永・経倫・経忠・経賢・経礼	○	×	×	
	酒井 (若狭小浜)	忠勝・忠朝・忠直・忠隆・忠固・忠音	◎	×	×	
	酒井 (播磨姫路)	政親・重忠・忠世・忠行・忠清・忠拳・忠相・親本・忠恭・忠得・忠仰・忠以	◎	×	×	
[伊達家臣分限帳]	[一門][准一家] (総計45家)	—	—	—	在所・知行高・屋敷地	

・第一巻 歴代將軍の本妻・実母以下、妻妾の略伝や生家の系図。  
 ・第二巻 五撰家当主の略伝と関白就任年、さらに久我以下の公家九家、徳川三家の家老一家の系譜を収載。  
 ・第三巻 蒲生・青山・本多・成瀬の各系譜を収載。各種由緒書・身上書などを転写。  
 ・第一四巻 三代將軍家光の息子たち（綱重・綱吉）が創設した甲府・館林家（いわゆる両典厩家）に加え、対馬宗家の系譜と関白・武家伝奏の一覧表を収載。  
 ・第一五巻 一橋家の系譜（五代斉礼以降）。第一・八巻とも連続性を持つ。  
 ・第二六巻 収載基準不明だが、一一代將軍家斉の子女を迎えた大名家（一七巻の前田家含む）のほか、一橋家との交流を持った大名家を多く含む。  
 ・第一七巻 松前・吉川・酒井の各系譜、伊達家臣分限帳を収載。  
 このように、徳川三家および三卿を中心とした徳川家一門に関する系譜を多く収録し、なかでも一橋家との関係を示唆するものが多いという傾向を指摘できる。また、寛政期以降の武家社会において、蝦夷地警衛にともなう松前家の処遇や対馬宗家への拝領金、さらには徳川三家の付家老および毛利家「陪臣」である吉川家の家格が断続的な政治問題として浮上していた状況をふまえれば、当時の社会への関心を反映した側面も見えてくる。  
 なお、各系譜の作成にあたっては、様々な記録を参照したはずだが、出典を明記するのは二か所のみである（第二巻上・第一三巻、表1備考参照）。また、修正・校訂に際しての典拠を示す箇所もわずかだが、「藩翰譜続」「尾藩記」「松平出羽守家記」のほか、各種「家伝」「家記」「奥留」「大奥留」「秘府の本」などを用いたことが判明する。なかでも、「奥留」「大奥留」「秘府の本」などは、幕府・大名家記録の中でも機密性が高い部類に属したと見なされ、記者がこうした公的記録を参照可能な立場にあったことは留意されるべきだろう。

## 2 伝来

続いて、「諸家系譜」の伝来経緯についてだが、前節で述べたように、記者は明記されていない。しかし、徳川三家および三卿を中心に、一橋徳川家や同家出身の一一代將軍徳川家斉の血縁者に関する情報が詳細であり、一橋家に近い立場にあった人物の関与を想定できる。一九世紀以降、書き継がれたと見られ、筆跡や書きぶりから、当初は文政年間頃に筆記したようだが、その後、天保から嘉永期にかけても追記され、情報を更新した痕跡を確認できる。あるいは複数名の記者を想定すべきかもしれない。なお、記載年次の下限は嘉永四年（一八五二）五月である。

伝来状況が明らかになるのは明治以降であり、陸軍文庫旧蔵本であったと判明する。明治期に付されたとみられる前表紙には、各冊とも、墨書で「諸家系譜」の題と各巻号が記され、陸軍文庫蔵書として三枚の付票①②③が貼られている。下から順に、①「共十七冊（朱字）」、②「陸軍文庫/和第一四〇七番—共十八冊」、③「普和漢（朱字）/六門/三一九番—一號/共一八冊」と重ね貼りされる。付票①に「共十七冊」とあるのは、当初、第二巻上・下を一冊として管理したためだろう。現状は全一八冊で、付票は①↓②↓③の順で全冊に貼付されている。

ところで、陸軍文庫は、明治期から昭和期にかけ、参謀本部の下で軍事出版事業を進めたことで知られる。当初は明治六年（一八七三）に陸軍省第六局内に設置されたが、第六局は翌年、陸軍外局として参謀局に編成され、さらに同一一年に、天皇勅諭の参謀本部となった。各冊の扉には、方形朱印「編纂課印」が押され、その下に「編備第六拾七号/共拾八冊」との墨書がある。「編纂課」に関しては不詳だが、陸軍文庫における編纂・出版事業を遂行するための参考図書として備えられたことを示すと見てよいだろう。

一方、陸軍文庫の図書収蔵機関としての機能については、これまで明らかにされていない。当時の蔵書目録を参照すると、まず、明治二十七年九月刊行の目録（同年五月時点の所蔵本を収載）には、「第五 系譜」の分類

中に「諸家系譜／一八冊／二四〇七號」と見え、付票②の記載に合致する。また、明治四一年一月刊行の目録(同四〇年一月時点の所蔵本を収載)は、「第六門 諸史、伝記、記録系譜、年表」の分類中に「三一九 諸家系譜 一八」と確認でき、こちらは付票③の記載に合致する。

上記をまとめると、本史料は、遅くとも明治二七年段階で陸軍文庫蔵書となり、付票①・②が貼られた。さらに、明治四一年に第六門の三一九番として整理され、付票③が貼られた。

その後、アジア・太平洋戦争後の陸軍省解体と同時に陸軍文庫は消滅し、旧蔵書の多くが帝国図書館(現国立国会図書館)に移管されたようである。その際、「諸家系譜」を含め選別破棄の判断がなされた書物については古紙屋に売り払うこととなったが、当時同図書館に勤務していた小川恭一がそれを惜しみ、一部を救い出したとされる。以来、同氏が三田村鳶魚から譲り受けた史料群などとともに守り伝えられてきたが、二〇〇六年に学習院大学史料館へ寄贈され、現在「三田村鳶魚・小川恭一コレクション」として、研究資源化に向けた整理・調査が進められている。

以上、「諸家系譜」の書誌情報について、現時点で判明しうる限りでまとめた。

系譜史料の史料的価値を巡っては、その作成目的や典拠とあわせて慎重に判断する必要があるが、多くの申渡の引用もさることながら、一橋家を中心としたネットワークと何らかの関わりを持ちながら作成された可能性に着目すれば、近世中後期の武家社会に即して本史料の内容を検討することの意義は十分に認められよう。

なお、陸軍文庫旧蔵書の多くは国立国会図書館に収蔵され、現在閲覧に供されている。明治期以前の「諸家系譜」の作成・伝来経緯については、陸軍文庫の収書活動ともあわせて検討する必要があるが、全容の解明は今後の課題としたい。

## 二、松平重昌・重富履歴にみる 福井松平家の家格変動

「諸家系譜」の書誌情報を確認したところで、本章にて取り上げるのは「諸家系譜」第六巻の福井松平家の系譜である。冒頭でも述べたとおり、本巻には、一橋徳川宗尹の息子で同家の養子に入った一〇代重昌と一一代重富以降の当主・妻・子女の履歴が詳細に記され、その中に、大名個人の礼遇に関わる申渡が多く引用されている。

第一節で「諸家系譜」が収載する三点の福井松平家の系譜の関係を分析し、第二節で重昌の殿席・礼席が伝達される経過の確定、第三節では申渡の分類化に努めた。

以下では、「諸家系譜」のほかに、基本的事項を確定する上で、福井松平家歴代当主の家譜である「越前世譜」(福井県立図書館寄託松平文庫<sup>①</sup>)を参照した。なお、徳川氏一門の系譜としてよく利用される『徳川諸家系譜』第四(統群書類従完成会、一九八四年)所収の福井松平家「家記」は、「華族系譜」(宮内庁書陵部所蔵)を底本とした簡素なものにすぎない。そこで、表2に「諸家系譜」第六巻より松平重昌の履歴を提示したが、紙幅の都合上、重富の履歴は省略せざるをえなかった。

表2 松平重昌（小五郎→松平於義丸→松平越前守）の履歴（出典：「諸家系譜」第六巻）

註) 〈 〉は原文の傍註・割註・朱書註、( )は引用者註。

年月日・履歴は原文をそのまま引用した。ただし、履歴中に収録された申渡は表3で引用したため省略し、該当箇所に【申渡+表3中の番号(1~11)】と示し、( )内に内容を要約した。

年月日	西暦	年齢	履歴
延享四卯六月十二日	1747	5	兵部大輔殿（松平宗矩）養子、【申渡1】（小五郎改名について）
同月十三日			元祖秀康卿之幼名御老中江伺も相済、兵部大輔殿於義丸と被遣、名目録一種添明石縫殿（松平家中老）持参
同年七月廿八日			養子御礼、名代松平越後守（津山松平長孝）、公方様（徳川家重）江御太刀・御馬代・綿百把・二種一荷献上 〈大御所様（徳川吉宗）・大納言様（徳川家治）へ金馬代・綿五十把・一種一荷献上〉
同年八月廿三日			築地御屋敷（一橋家下屋敷）の一橋御屋形引移
同年十月廿五日			御本丸大奥へ内々登城 公方様 巻物十・一種、巻双紙一軸、御小袖一重（思召） 大納言様 同五・一種、作り犬 万次郎様（清水重好）鯛一折、御人形 御部屋様（家治実母）同、御鼻紙袋七
同年十一月十八日			常盤橋屋敷引移、公方様御刀（三原）・御脇差（信房）拝領
同年十一月廿三日			袴着
同年十二月十五日			為御暇乞御本丸大奥登城 公方様御刀（久国代金式百五十枚）、御脇差（光包代金百枚）、青磁兔御香炉、御堤重 大納言様御三十六歌仙御手鑑（公家衆寄合書） 万次郎様鯛一折 御部屋様同断、外御巾着 （※以下、本丸大奥登城時の献上・拝領の引用は省略）
同月十八日			為御暇乞西丸大奥登城 大御所様御刀（久国代金式百五十枚）、野馬御繪巻物（栄川）、竹馬式、面七 （※以下、西丸大奥登城時の献上品・拝領品の引用は省略）
同年十二月廿一日			常盤橋屋敷（松平家上屋敷）御道具送、同月廿三日常盤橋屋敷引移、同月廿五日三御所様江鯛一折ツ、引移相済候二付、中根頼負（松平家書院番頭、中老代）を以献上之、謁伯耆守（本多正珍、老中）
寛延元辰正月十八日	1748	6	智光院方（松平吉邦実母）江年始
二月五日			兵部大輔殿引移・年始兼饗応
二月八日			御拝領吹貫常盤橋江相廻
二月廿二日			伺書江相模守殿（堀田正亮、老中）之附札 於義丸幼年之内は御本丸・西丸（「大奥」脱カ）被登城候様可致候
三月廿八日			兵部大輔殿帰国二付、於義丸殿饗応
三月廿九日			同断二付、兵部大輔殿饗応
四月十五日			御本丸大奥登城
同年五月十五日			西丸大奥登城
同年六月十八日			〈国元ニ而養子祝有之〉
同年七月十五日			御本丸江三度充式日を除御機嫌伺
同二巳二月十九日	1749	7	尾張中納言殿（徳川宗勝）息女、兵部大輔存寄ニ而縁組被在度、御内伺差出候所、可然思召との御沙汰、御用御取次大岡出雲守（忠光）を以被仰出 〈三月廿三日、兵部大輔殿より御先手小笠原縫殿助を以尾張様へ申込〉
同年四月十三日			兵部大輔殿着二付、於義丸殿より饗応
同年四月廿三日			馬稽古始（大奥留廿九日）
同年四月廿八日			御本丸大奥登城
同年五月十八日			西丸大奥登城
同年七月十二日			一橋御簾中様（一条顕子）御逝去、御母五十日御遠慮
同月十六日			三御所様御尋、上使井上遠江守（正敦、奏者番） 〈七月廿三日御本丸御蜜漬、七月廿四日西丸林檎拝領〉
同年十月廿一日			兵部大輔殿卒去、養父五十日遠慮
同月廿三日			御尋上使且御香典被下、上使稲葉丹後守（正益、奏者番兼寺社奉行） 〈十月廿九日御本丸御塗重、十月晦日西丸御塗重被下〉

同年十一月廿日			越前国御預地上納
同年十二月七日			兵部大輔殿遺領越前国福井城三十万石無相違被下、於酒井左衛門尉（忠寄、老中）宅、老中列座申渡（名代松平越後守（長孝））
同月十五日			家督御礼、名代松平式部（近輝）（御太刀・金五枚・巻物二十・御馬一疋・御刀宗助代金十五枚）
同日			御本丸江初而女使上ル
同年十二月廿二日			【申渡2】（国元仕置について、家老宛て）
同月廿七日			三御所様江来春の御鏡餅献上伺済
同三年正月朔日	1750	8	御鏡餅初而拝領（二月十三日啓）
二月十五日			御年賀ニ付鯛一折献上（御内々御札守女使差上）
三月十五日			御本丸大奥登城
同年三月廿七日			西丸大奥登城
同年十一月廿三日			御先手小笠原縫殿助を以、尾張中納言殿御息女拙者江縁組之儀、養父兵部大輔存生之内、先達而内々申談置候趣御座候、此段御聞置可被下候（御三家方の国持衆へ縁組之節、御三家方の斗御書付出候、於義丸格別之儀書付出候様、相模守殿被申聞）
同年十一月廿八日			尾張殿息女縁組被仰出（名代松平出羽守（宗衍））
同年十二月十一日			縁組ニ付三御所様へ御樽肴（二種一荷）献上（十二月廿五日公方様時服五・一種、大納言様一種拝領）
宝暦元年正月十五日	1751	9	御本丸大奥登城（去十二日相模守殿（堀田正亮、老中）の御書付渡）
同年正月廿七日			西丸大奥登城
同年六月十六日			結納
同月廿日			大御所様薨去、祖父半減忌服（御忌服之節西丸登城伺出、閏六月七日幼年之儀ニ付不及其儀）
同年七月八日			大御所様御法事中 御霊前拝礼（閏六月十九日願済）
同年七月十日			大御所様御遺物御小脇差（信国代金廿枚）、上使若年寄板倉佐渡守（勝清）を以拝領
同年八月七日			一条大閤（兼香）様去二日薨去、母方祖父半減
同年十月			所勞
同月三日			武田長春院（信郷、奥医）を以、（於義丸病氣養生につき上意）於義丸病氣之由御内々ニは被 聞召候、吉田元長（善正、奥医）転業之節、表立達 上聞候得共、委細之儀は不被 聞召候ニ付、委御尋被遊、甚御氣遣被 思召候、猶以養生可致候、此段於義丸江直ニ申聞候儀は幼年殊ニ病中相障候事も可有之候、家来共其外重キ者共江可申聞旨、上意ニ候
同月			武田長春院（信郷、奥医）を以、御肴・御重（御菓子）御内々被下
同月五日			西丸御用御取次戸田土佐守（氏明）の御膳番斎藤玄蕃（総成）并吉田元長（善正、奥医）江御書、（奥医師吉田の於義丸見廻につき）常盤橋用事之節、当番ニ而も被遣候筈ニ候、其外御用向ニ而御本丸江罷出候節も常盤橋用向申来候ハ、早速見廻候而 御城江は先断手紙差出相済候筈ニ候事
同年十一月朔			所勞快、床上
宝暦二申二月十五日	1752	10	御本丸大奥登城
同年三月十五日			弓稽古初
同年四月廿三日			【申渡3】（上屋敷添地の返上・巢鴨下屋敷地引替について）
同年五月十六日			屋敷替ニ付遊品々移
同月十八日			表江移
同年九月廿九日			奥居間移
同年十一月九日			小五郎様（一橋宗尹2男、重昌弟）御逝去（十一月十一日御尋上使 青山因幡守（忠朝、奏者番兼寺社奉行））
宝暦三西三月朔日	1753	11	大奥登城
同四戌二月朔日	1754	12	大奥登城
同年四月十五日			木馬稽古初
同年七月廿三日			弓稽古初（師範御先手鈴木対馬守（安貞、西丸留守居））
同 九月廿五日			姫宮様（五十宮倫子、10代將軍家治本妻）江御婚礼ニ付御衣桁献上之

【研究ノート】「諸家系譜」にみえる申渡と家格変動 —松平重昌・重富履歴の分析を通じて—

同年十二月四日			大納言様御婚禮御祝儀 大納言様 御樽肴 上使太田摂津守(資俊、奏者番)、御簾中様(五十宮倫子) 御使御用人
宝暦五亥二月十五日	1755	13	〈内々〉表住居
同年三月朔日			大奥登城
同年三月十五日			表向初御目見(巻物五・金馬代)、家来八人御目見、【申渡4・5・6】(座順・礼席・黒塗金紋挟箱御免、大廊下下之部屋を休息所とする、諸門へ不作法無きよう申渡) 〈於義丸殿登城之節、向後人留下座ニは不及候得共、不礼無之様心付、雑人片付候様佐渡守殿被仰渡候、尤御番所頭ニ可申送旨、御目付御徒目付小櫛七郎(種忠)を以申来旨、御先手徳山五兵衛(秀栄)、伊勢守(遠藤易統、一橋家老)へ申聞候、)
同年三月廿一日			増上寺参詣
同年三月廿五日			東叡山参詣
同年四月十五日			今度結構被仰出御礼(巻物五・金馬代)
同年五月八日			照光院殿(松平宗矩妻)法事ニ付、天徳寺参詣
同年六月九日			元服後越前守と改不苦旨、左衛門尉殿(酒井忠寄、老中)御達
同年六月十三日			元服、御一字被下、被叙任従四位上少将越前守と被改御礼申上(御太刀・御刀代金十枚) 〈御名包被下、御刀備前国政広代金十五枚、三所物色絵鶴亀松竹〉
同年七月十六日			釵術稽古初
同年八月四日			御鷹雲雀初而拝領(上使堀数馬(親敷、使番))〈八月廿三日啓〉
同年九月十五日			具足着初
同年十一月四日			御鷹雁初而拝領(上使市橋大膳(長能、使番))
同六子二月廿七日	1756	14	【申渡7】(五節句礼席を白書院とする)
同年三月三日			五節句初而登城
同年十一月廿八日			【申渡8】(月次御礼登城の許可)
同月晦日			【申渡9】(月次礼席を黒書院とする)
同年閏十一月朔日			月次初而登城
同月八日			【申渡10】(西丸月次出仕を朔日とする)
同年十二月朔日			来年始御白書院御相伴
同年十二月十八日			袖留、三御所様御着御内証より拝領(翌年正月廿五日啓)
同七丑正月朔日	1757	15	初テ年始御礼
同月六日			若菜御礼登城被致候様
同月九日			御三家方江初而被相越(松平頼母(直道)同道)
同年三月三日			御由緒ニ付、水戸様へ別段被相越、宰相様(宗翰)・千代君様(宗翰妻、重昌実母一条顕子の妹)・鶴千代様(治保)御達
同年六月十五日			嘉祥御祝儀、不及登城
同年十月十九日			水戸様へ被相越
同年十二月三日			切支丹改証文、家老印判
同年十一月八日			以来御法事御参詣之節、予参被仰出
同年十二月七日			有卦入
同八寅二月廿七日	1758	16	家督祝儀招請、来月廿五日可相越旨相模守殿御達(病氣ニ付無之内卒去)
同年三月十六日			病氣ニ付、御医師武田長春院・村田長菴(昌和、奥医)を以御内々御尋、瓊玉膏一器拝領
同月十七日			病氣御尋、両丸より御尋(上使金森兵部少輔(頼錦、奏者番))
同月十八日			同断、御本丸より生干鱈(上使水野壱岐守(忠見、奏者番))
同日			【申渡11】(後継について)
同日申下刻			卒去、十六歳、法名俊誉慈愍哲雄源隆院と号
同月廿四日			御香奠銀五十枚(上使松平周防守(康福、奏者番))
同年四月六日 酉上刻			出棺、西久保天徳寺へ葬
同年六月廿九日			百ヶ日
同年九月十八日			廟所供養

## 1 福井松平家の三点の系譜

表1に示したように、「諸家系譜」中では、福井松平家に関する系譜を三点確認できる。これらの筆跡はすべて同一人物のものと思なせるので、以下にその関係性を見たい。

まず、第四巻に収録される系譜①(全二〇丁)は漢文体で記され、家祖の秀康を起点に斉承まで一四代を収録する。当主ごとに父母・生(誕生)・初見(將軍への初目見え)・叙任・移居・元服・娶(結婚)・襲封・卒など一生涯にわたる基本履歴をまとめ、血縁関係を朱系線で明示するとともに、妻・子女に関しても基本情報を備える。記載年次の下限は一四代斉承の「越前守」任官(文政九年(一八二六)二月二日)である。整った漢文体に加え、整然とした書きぶりからも既存の系譜が写されたと考えられるが、類本との関係は未詳。なお、本稿末尾には、「参考史料」として重昌・重富の箇所を収録した。

次に、同じく第四巻中で①の後に続けて収録される系譜②(全三丁)は、五代綱昌から九代宗矩までの当主に限定して、おもに幕藩関係に関する履歴を書き上げる。例えば七代吉邦の場合は、

宝永三年八月十日国元御暇、同四年三月五日参府、同八卯四月十二日家督後国元御暇、同年十二月十一日類焼奉書、正徳二年四月四日着上使、正徳六年五月三日御霊屋御手伝、享保二年正月廿五日屋敷類焼上使、同五年六月十三日越前十万三千石御預、

と記され、これですべてである。暇・参府・上使・奉書・手伝普請・預地のことなどを列挙するが、断片的である。しかし、系譜①の内容とは重複しないので、①を補う形で、他の系譜や日記などの諸記録から必要事項を書き抜いたものと考えられる。記載年次の上限は延宝五年(一六七七)四月二四日の「初御暇上使」(綱政)、下限は延享四年(一七四七)九月八日の「帰府御礼并御褒美御時服三十」(宗矩)で、「先格之通年始御規式之節御白書院着座」(吉品、元禄一五年(一七〇二)二月二八日)や「以宿次御鷹之鶴」(宗矩、享保一五年(一七三〇)十一月九日)など、家

格や儀礼に関わる事項が多い。

そして、最多の分量をもつのが、次節で分析する系譜③(全四九丁)で、単独で第六巻を構成する。九代宗矩から一五代慶永までの当主ごとに履歴を書き上げており、記載年次の上限は延享四年六月一二日の「小五郎殿養子被仰付(御老中列座、雅楽頭申渡)」(宗矩)、下限は嘉永二年(一八四九)閏四月二八日の「婚礼」(慶永)である。宗矩の延享四年にだぶりがあるものの概ね②に連続し、重昌の養子を起点とする。朱系線で血縁関係が示され、妻・子女の履歴も詳細である。また、一〇代重昌(一一丁)・一一代重富(一八丁)に紙幅を割くのも注目すべき点といえる。内容については、重昌の履歴を表2にまとめたが、一見して①よりも広い採録基準から情報を集約する。その作成過程については、文政期前後のある時点で何らかの記録に依拠しつつ、他の系譜・日記史料なども参照しながら随時修正・追記を施し、かつ同時代的な情報更新にも努めた現用の系譜であったと考えられる。いずれにせよ、内容面で十分信頼に足る系譜であり、記者はしめるべき公的記録を参照できる立場にあったと見なしてよいだろう(第一章第一節)。このあたりは、「諸家系譜」全体の分析を通じた上での検討に俟たねばならない。

以上をまとめると、次のような関係性が見えてくる。すなわち、系譜②は断片的な抜書にすぎず、系譜①を補う位置づけにあった。よって、①は②に先行して存在し、その成立時期は年次下限の文政九年頃だろう。系譜③に関しては、①との関係性は不明ながらも②と連続性を持ち、延享四年の重昌養子入りを起点としながら、①の下限よりも約二四年先の嘉永二年まで書き継がれた。したがって、記者が系譜③を最新かつ現用の系譜として機能させながら重視したことを確認できる。

## 2 重昌の「表向初御目見」における格式決定と申渡

「諸家系譜」第六巻(前節の系譜③)が、延享四年(一七四七)の重昌の養子を画期として重視し、それ以降の系譜をまとめたことを確認したと

ところで、それぞれに引用された申渡の検討に進みたい。表2にまとめた重昌履歴中では、申渡全一点の引用を確認できるが、これに重富履歴中の九点をあわせ、都合二〇点の申渡を表3に並べた。以下、各申渡は、表3中の番号を【】で括り示すこととする。

福井松平家は、徳川家康の二男秀康を祖と仰ぐ越前家の一つであり、当初五二万五千石を領したが、貞享三年（一六八六）、五代綱昌に蟄居を命じ、改めて六代吉品に二五万石をあてがう形で存続が認められたという歴史を持つ。これ以後の同家の家格は、当初に比して低く押さえられることとなり、九代宗矩の時点での家格は、初官が従四位下侍従、殿席は大広間だった。そのため、宗矩が將軍家連枝からの養子を通じて「先祖中納言殿江立返当家再興」と家格の上昇を念願したが、先行する永井博の研究において、おもに官位の観点から取り上げられ、重昌代に初官を従四位上少将、重富代には極官を正四位下中將にまで高めたことが明らかにされている。<sup>15)</sup>

ここでは、同氏の研究をふまえつつ、表2・3をもとに宝暦五年（一七五五）三月一五日の重昌の「表向初御目見」にあわせ、申渡により新たな礼遇が規定される経過に注目していく。

#### ・殿中儀礼における礼遇の基準となる申渡【4】

重昌は養父宗矩の死後、寛延二年（一七四九）一二月に家督を継いだ。幼年の間は表向登城が無く、表2に見えるように、年一度ずつ、本丸・西丸の大奥に登城して將軍家重や祖父の大御所吉宗らと対面した。宝暦五年に一三歳となった重昌は、元服に先がけ三月一五日に「表向初御目見」の運びとなったが、本丸表からの初登城にともない、殿席・礼席・座順などの礼遇を取り決める必要が生じた。養子となった当初、重昌の格式は「国主嫡子之並ニ取計、其外之儀は兵部大輔家格之通」（一）とされていたが、この際、松平家では、毎年の大奥登城の待遇などを引き合いに出し、將軍家との由緒を主張した家格上昇を内願した。<sup>16)</sup>

その結果、「表向初御目見」にあわせて、重昌の格式を定める基準としての申渡【4】が出されたことがわかる。

【4】の一条目では重昌の座順（殿中儀式における礼席ごと）の席次を指す）

を松平頼淳（従四位下左近衛権少将、伊予西条）の上と定めた。この座順は武家官位ごとの先任順だったが、これにともない、同年六月一三日の元服に際して重昌は頼淳より上位の従四位上左近衛権少将に叙任されることとなった。二条目では五節句・月次御礼の席を加賀前田家の次と指定した。礼席（將軍に拜謁（御礼）する時の座席・部屋）は、官位とは別に大名の家格に応じて、年始／八朔・五節句／月次と御礼ごとに定まっていたが、<sup>15)</sup>松平加賀守次二而御礼」とは、五節句と月次の礼席がそれぞれ白書院と黒書院に定まったことを実質的に示している。さらに、三条目では行列道具として黒塗金紋狭箱の使用を許可した。<sup>16)</sup>

【4】の伝達方式について「諸家系譜」は、朱書で「御黒書院縁類、老中列座、伯耆守」と註記している。「伯耆守」とは月番老中の本多正珍が申渡を読み上げたことを指す。ただし、「御黒書院」とあるのは白書院の誤記だろう。「越前世譜」（重昌十五、宝暦五年三月一五日）は、「御目見以前、御白書院縁類江御老中列座、黒鷲御杉戸内江御着座、御用番本多伯耆守殿左之通被仰達」として【4】を引用していることから、伝達場所は「白書院縁類」に修正する必要があるが、江戸城本丸御殿の白書院縁類にて、老中列座のもと、月番老中から重昌に個別での伝達がなされた状況を示していることがわかる。この申渡の後、重昌は黒書院にて將軍家重・世嗣家治への「表向初御目見」を遂げた。

右に見た申渡【4】によって、重昌には徳川三家や加賀前田家に次ぐ格式が与えられることとなり、同家の家格上昇における画期となった。そして、次に見る申渡【5】【6】や【7】～【9】も、この決定を基準に処理されていると考えられる。

#### ・殿席（「休息所」）の申渡【5】

ところで、式日の礼席は基本的に殿席（大名が登城した時の控え席、家格に応じて大廊下・溜詰・大広間・帝鑑間・柳間・雁間・菊間縁類に分かれていた）と対応関係にあったので、申渡【4】で「松平加賀守次二而御礼」として五節句と月次の礼席がそれぞれ黒書院と白書院に定まったということは、実質的に殿席も加賀前田家に準じて大廊下下之部屋を指定され

表3 松平重昌・重富履歴中に引用された申渡一覧（出典：「諸家系譜」第六巻）

註）履歴・伝達方式の各欄は「諸家系譜」第六巻から引用（欠字1字空き、平出2字空き）。〈 〉は原文註、（ ）は引用者註。伝達方式については、一部「越前世譜」（福井県立図書館保管松平文庫）で補い、「越世」と記した。

番号	年月日	西暦	内容	伝達方式	
松平重昌（小五郎→松平於義丸→松平越前守）					
1	延享4.6.12	1747	松平兵部大輔（宗矩） 小五郎名之儀、兵部大輔存寄次第改候様被仰出候、 一、兵部大輔宅普請出来之上、小五郎引移候積可心得候、 一、諸事家格之通ニ致、万端可被取計候、 右之通、兵部大輔江申渡候間、為御心得可被申上候、  小五郎儀、国主嫡子之並ニ取計、其外之儀は兵部大輔家格之通ニ成候間、此段も可被申上候、	（不明）	—
2	寛延2.12.22	1749	芦田図書（賢納、家老） 岡部造酒（主貞、家老） 於義丸幼少ニ付而は国元仕置等別而入念、万事順和ニ取扱候様可仕候、若又不致一決儀は 刑部卿殿（一橋宗尹）江伺候様可仕候、	相模守殿宅（堀田正亮） （家老呼出、相模守殿出座、書付を以仰渡 [越世]）	B
3	宝暦2.4.23	1752	先達而兵部大輔養子被仰付候節、上屋敷ニ其方住居仕候程之場所も無之候ニ付、左衛門尉（酒井忠寄）屋敷之内六千六百二十坪余添地ニ被下候所、此節前々之坪数ニ而相済可申事ニ付、先達而被下候添地之分、此度左衛門尉江被返下候間、可被差上候、依之此度被差上候添地坪数之通六千六百式十坪余巢鴨御徒三組引替上地割残之内ニ而下屋敷ニ被下之、（六月七日、水谷信濃守へ引渡）	相模守殿（堀田正亮、月番老中） （留守居呼出、書付を以仰渡 [越世]）	B
4	宝暦5.3.15	1755	一、座順松平左京大夫（松平頼淳）上ニ可被相心得候、 一、五節句・月次松平加賀守（前田重教）次ニ而御礼可被申上候、 一、黒塗金紋挾箱 御免被成候、	御黒（白カ）書院縁類、老中列座、 伯耆守（本多正珍、月番老中）	A
5	〃		松平於義丸 右登城之節、向後大廊下下之部屋休息所有之筈ニ候、	松之御廊下、大目付列座	C
6	〃		松平於義丸 右登城之節、向後御城内ニ而往来之節不作法無之様、御門々ニ而心付候様可被申渡候、尤人留下座等ニは不及候事、	（江戸城中、目付へ仰渡 [越世]）	—
7	宝暦6.2.27	1756	松平越前守 五節句御礼可有登城候、御礼席之儀は御白書院、溜詰御礼相済御礼可被申上候、	相模守殿宅（堀田正亮、月番老中） （留守居呼出、書付を以仰出 [越世]）	B
8	宝暦6.11.28		松平越前守 月次御礼可有登城候、	右伯耆守殿宅（本多正珍、月番老中） （留守居呼出、書付を以仰出 [越世]）	B
9	宝暦6.11.晦		松平越前守 右月次御礼席之儀御黒書院、溜詰御礼相済御礼可被申上候、	（留守居呼出、書付を以仰出 [越世]）	B
10	宝暦6.閏11.8		松平越前守 右西丸江月次出仕之儀、朔日罷出候様可被致候、	左衛門尉宅（酒井忠寄、月番老中）	B
11	宝暦8.3.18	1758	松平越前守 名代松平大和守（朝矩） 松平左兵衛督（直純） 其方病氣不相勝之段達 御聴、御氣遣ニ被思召候、病気間も無之年若之事ニも候間、随分無油断養生仕候様ニ被 思召候、其方十七歳以下ニ候得共、家柄を被 思召、先達而 上より養子も被仰出候事ニ候得は跡之儀は 思召も有之候事ニ候条、致安心此節養生専一ニ仕候様被 仰出候、	御白書院縁類、老中列座、右近将監殿申渡（松平武元、月番老中）	A
松平重富（松平仙之助→松平越前守）					
12	宝暦8.3.21	1758	松平大和守 松平左兵衛督 松平越前守卒去之段達 御耳候、病気養生之間も無之、其上若年之事候間、別而御残念候ニ被思召候、越前守十七歳以下候得共、家柄を被 思召、先達而 上より養子も被 仰付候事候、此度思召を以 刑部卿殿嫡子仙之助殿家相統被仰出、遺領無相違被下之、	御白書院縁類、老中列座、右近将監申渡（松平武元、月番老中）	A
13	〃		松平仙之助（重富）家来江 仙之助事、諸事越前守節之通たるへく候、今日〆五十日・十三月之忌祓請候事、	右近将監宅（松平武元、月番老中）、家来へ渡之	B

14	宝暦10.8晦	1760	松平越前守（重富） 將軍宣下之節、於御白書院兩度 御目見可被仰付候、 一、大広間にては西之御縁、御三家之次二はなれ候而着座可有之候、右之通可被心得候、	右近將監殿宅（松平武元、將軍宣下之御用掛老中）	B
15	宝暦11.6.22	1761	松平越前守 大御所様御出棺之節、御通棺御道筋相詰度旨被相願候二付、御出棺之節、平川口御門外ニ罷在平伏可被致候、若年之事ニても候条、御目見仕候家来老人召連罷出 通御之節は引退平伏仕候様可被致、	去十七日願出、左衛門尉殿（月番老中宅へ留守居呼出 [越世]）	B
16	宝暦11.9.5		松平越前守 五節句・月次御礼可有 登城候、	左衛門尉殿於宅、家来へ御渡	B
17	明和4.3.13	1767	居屋敷手狭ニ付、隣酒井左衛門尉屋敷之内三千坪余添地ニ拝領被仰付、巢鴨屋敷之内一ヶ所差上可申候、	御白書院縁類、周防守殿（松平康福、月番老中）	A
18	安永9.4.14	1780	松平越前守 思召を以、当子年ろ来ル寅年迄三ヶ年之内、年々御金壹万両充被下之、	周防守殿被仰渡（白書院縁類、老中列座 [越世]）	A
19	寛政7.6.15	1795	松平越前守 御統柄之儀候得は今度猶又格別之 思召を以、表向格式之外御懇之御義可有之候、勿論従来家格ニ無之儀等都而以来之規矩ニは不相成候、此段急度可申聞御沙汰ニ候、	於御白書院縁類、对馬守殿（安藤信成、月番老中） （書付を以達 [越世]）	A
20	寛政11.9.18	1799	松平越前守 隠居も仕候事ニ候得は格別之儀を以、已来病気快節は平川口ろ登城於奥折々御機嫌相伺候様ことの御事ニ候、	（柳間（白書院普請中）、老中列座、月番老中仰渡 [越世]）	A

ることになる。実際に、「越前世譜」で確認すると、重昌が初めて江戸城表での儀式に参加し、白書院で【4】が申し渡されるのに先駆けて大目付からの申渡があったことが判明する。

まず、「表向初御目見」の前日となる三月一四日、松平家には月番老中の本多正珍より「御目見被 仰付候間、五半時可有登 城候」と切紙奉書が届き、「御請」とともに、同じく越前家の一門大名である松平宗衍（出雲松江）が同道する旨の届書を提出した。そして、同日中に「御城大目付中并御目付中江左之通御書付を以被仰渡候由」として、左のごとく二通の書付を掲載する。

大目付／御目付 江

松平於義丸

右登 城之節、向後大廊下休息所有之管候間、可被得其意候、

御目付江

松平於義丸

右登 城之節、向後御城内ニ而往来候もの不作法等無之様、御門々ニ而心付候様ニ可被申渡候、尤人留下座等ニは不及候事、

三月十四日

前者は重昌の殿席（「休息所」）が大廊下下之部屋となること、後者は重昌の登城往来時に不作法が無いよう諸門番に注意を促すよう伝達したものである。それぞれ「諸家系譜」収録の【5】【6】とほぼ同文である。「諸家系譜」は宛所を示さないが、「越前世譜」からは、【5】が大目付・目付宛て、【6】が目付宛てだったことが判明する。松平家では、「明日大廊下下之御部屋江被為 入筈之由」との知らせとともに、この二通を城坊主宇田川玄休から入手した。

大目付と目付は大名の殿席や儀礼における座順を監督する役人であり、さらに目付は江戸城内の門番を管轄する立場にあった。ただし、【6】は、將軍親族としての立場にある重昌のための特別な配慮であり、そのために「諸家系譜」も採録したのだが、重昌および松平家に対して申し渡された

ものではないため、ここでは切り離して考えることにする。

【5】の伝達方式に注目すると、翌日の初目見え当日における登城直後の重昌の動きは次のように記される（「越前世譜」）。

御坊主部屋江御入御休息被成候処、御案内有之、松之御廊下江大目付  
松下肥前守之郷殿・伊丹兵庫頭直賢殿被出、大廊下次之御部屋向後休  
息所二被 仰付候由、肥前守殿御達有之、出羽守様御請被仰上、夫方  
直二大廊下下之御部屋江被為入、

当日、本丸御殿に入つてまず坊主部屋で休息していた重昌らのもとに案内があり、松之廊下に大目付の松下之郷・伊丹直賢<sup>⑧</sup>が出て、松下から「大廊下次之御部屋」を休息所<sup>⑨</sup>殿席とする旨が伝えられた。これに対して、同道した一門の松平宗衍から御請を述べ、重昌はそのまま大廊下下之部屋に入ったという。つまり、前日の書付【5】の内容は、公的には大目付から重昌へ口頭で伝達されたことがわかる。こうした伝達状況を「諸家系譜」は「松之御廊下、大目付列座」と註記している。

・礼席の申渡（7）【8】【9】  
さらに、礼席については、松平家からの個別の伺いに対する回答として順次申し渡されていく。

まず、宝暦六年の上巳（三月三日）節句御礼に先がけて示された申渡【7】は、松平家からの登城伺いに対する回答として、五節句（若菜・上巳・端午・七夕・重陽、ただし若菜登城は別途翌年に伺い）御礼登城の開始を認め、礼席は白書院、礼順は溜詰大名の次と定めた。

伝達状況について「諸家系譜」は朱書で「相模守殿宅」と註記する。「越前世譜」（忠昌一七、宝暦六年二月二十七日）によると、「御用番堀田相模守正亮殿分御呼出、御留守居津田久右衛門盛恕罷出候処、御書付を以被 仰出之」と、月番老中堀田の呼び出しを受け、松平家江戸留守居の津田が参上し、書付をもって伝達されたとわかる。伝達場所は堀田の老中役宅で、伝達者は堀田の用人である。

続けて、朔・望（一五日）・二八日の月次の御礼登城開始に関する【8】

【9】（上述の節句とは異なり、御礼の許可と礼席決定とに分けて申し渡さ

れたのは、同家の旧例による）も、同様の手続きに沿って伝達された。

このように、申渡【4】の第二条目で「松平加賀守次二而御礼」と示された内容が、御礼開始の承認とあわせて順次追認されていく流れとなる。五節句御礼が白書院、月次御礼が黒書院というのは大廊下下之部屋を殿席とする加賀前田家同様の礼遇であり、徳川三家（大廊下上之部屋）・加賀前田家に準じた福井松平家の家格が決定されることとなった。同年より八朔（ただし病気のため正式の開始は翌七年）、翌七年より年始の御礼も開始された。

以上のように、「表向初御目見」↓元服、官位叙任↓五節句、月次、年始・八朔の御礼登城開始という経過に連動し、重昌の江戸城内での礼遇をめぐる申渡は一段落を見ることとなった。

繰り返しとなるが、福井松平家は、貞享期の領知高半減とともに家格を下げ、養父宗矩の代には、初官が従四位下侍従、殿席は大広間で、礼席も、年始・八朔・五節句が大広間、月次が白書院だった。それが申渡【4】を経て、重昌は初官で従四位上左近衛権少将、殿席は大廊下下之部屋、礼席は年始・八朔・五節句が白書院、月次が黒書院と全体的に格上げされるのだった。これは重富代も家格として受け継がれ、例えば同人の「表向初目見」の登城時には、「座順之儀、先達而被仰出候二付、分而被仰出無之」と大目付から申し渡されている（「越前世譜」重富七〇、宝暦一〇年四月一五日）。

なお、大名家格を示す要素としては、領知高、武家官位、將軍家との親疎、領有規模などの基準があったが、これらを最も端的に示す指標として殿席の区別が有効であったのは、松尾美恵子の研究が示す通りである<sup>⑩</sup>。こうした殿席や礼席の移動が大名へどのように伝達されたのかという点は、必ずしも明確でなかったが、今回、「諸家系譜」「越前世譜」の記事により、跡づけることができたといえよう。

### 3 申渡の三分類

前節でみた申渡の伝達方式を改めて整理すると、次の三分類となる。

- A 城中申渡 江戸城内(白書院縁類)に、老中が列座し、月番老中から対面で大名に伝達される方式。
- B 老中宅申渡 月番(あるいは御用掛、後述)老中の役宅に、松平家臣(江戸留守居ほか)が呼出され、老中もしくはその用人から伝達される方式。
- C 大目付申渡 月番老中の指示を受けて、大目付から対面で大名に伝達される方式。

最後に、この分類に従い、重富期の事例も含めて、表3に示した各事例を位置づけておくこととする。

A 城中申渡 江戸城中で老中列座の下で、大名本人もしくは名代らが個別的に申し渡されており、申渡【4】が江戸城中における重昌の礼遇の基準を定めたことから明らかなように、とくに重要な伝達に用いられた。

ほかに承引しやすい事例としては、寛政七年(一七九五)六月一五日の「御統柄」(血縁関係)にもとづく重富の特別待遇に関する申渡【19】が挙げられる。重富には、甥で当時二三歳の將軍家斉の「思召」により、「御統柄」をふまえた「表向格式」や「従来家格」にそぐわない「御懇之義」が行われることもあるが、「以来の規矩」<sup>22)</sup> 先例としないことが申し渡された。

これは、重富の病後御礼の後に申し渡されているのだが、伝達方式については、「於御白書院縁類、対馬守殿」と註記がある。「越前世譜」でみると(重富百七、寛政七年六月十五日)、

御 登城昨十四日御老中連名之御切紙来、於御黒書院御右之方御着座二而御病後之御礼被 仰上、御箱肴御献上、御懇之上意被為蒙御老中御取分有之、御退去、(中略)右病後御礼以前於御部屋、御礼後御達之義有之候間御居残被成候様御用番安藤対馬守殿御達之旨大目付松浦越前守殿御達二付、御居残被成候所、御白書院於御縁類御老中列座、対馬守殿 上意之趣左之通御書付を以御達有之、

すなわち、重富には、あらかじめ病後御礼後の「居残」が指示されており、御礼後、黒書院から白書院縁類に場を移し、老中列座の下で、月番老中の安藤信成から書付【19】をもって將軍の上意として伝達された。当日は諸大名・諸役人の月次御礼日にあたるが、終了後にまず重富の病後御礼が個別に設定され、將軍への御礼後、さらに「居残」という形で老中からの個別伝達の場合が設けられた状況を読み取れる。

以上のような江戸城中での申渡の事例は、表3中では全七件となる。重昌・重富が自身で請けたのが五件、幼少・病気のため一門大名や名代が請けたのが二件である。

B 老中宅申渡 Aに対し、老中役宅での伝達は老中宅申渡として分類できる。いずれも養子や代替り・元服にともなう定式手続きの一環として、事務的に処理される側面が強い。【7】〜【9】の申渡が【4】をもって実質的に決定されていた内容の追認であったことから類推するに、月番老中単独で判断でき、その場合に老中宅申渡という伝達手段を用いたと言ふことなかもしれないが、今はこの点を究明する準備が無い。家治の將軍宣下時の礼席に関する【14】は、將軍宣下御用掛老中の松平武元から伝達されているが、手続き的には月番老中による申渡と同様である。

ただし、幼年の重昌が家督相続したことにもない、家老を呼び出して国元仕置の心得と一橋宗尹の後見を伝える【2】のような申渡は重要事項であるし、屋敷地の相對替えに関する【3】は【17】と類似例でありながら手続きが異なる理由は不詳)近世前期であれば老中連署奉書などで伝達された事項に属する。

Bに分類される一〇例のうち、【2】と【3】を除く八例は、いずれも松平家からの個別的な伺いに対する回答として、月番ないし御用掛老中が役宅に各家家老や留守居を呼び出して伝達する方式だった。大名家からの伺いに対する回答を通じて政治的判断が引き出され伝達されるという手続きは幕藩制下において広く定着していた。今回の分析結果についても、このような幕藩関係の基本制度の中に位置づけて検討していく必要がある。

C 大目付申渡 表3では一例のみだが、「諸家系譜」収載の他家の事例

を見ても、殿席の移動は、原則として大目付から大名へ申し渡されている。ただし、大目付に対して申渡の伝達を命じたのはA・B同様に、月番老中である。時代は下るが、寛政二年（一七九〇）九月一五日の黒田斉隆への事例も補足しておく（『諸家系譜』第十巻）。

和泉守殿、大目付松浦越前守へ御渡、

松平雅之助<sup>(斉隆)</sup>

当分之内、御礼前後之間、勝手次第大廊下下之休息所ニ可能在候、尤家格ニは不相成、御礼席之儀は前々之通可相心得候、右之通、可被達候、

黒田家は大広間席の家格だが、一橋家から養子に入った斉隆が、將軍家齊の弟に当たるといふ続柄により、初目見えにあわせて、一代限りで「勝手次第」での大廊下席への移動が認められた。この時の申渡は、松平乗完（月番老中）から大目付松浦信程に対して「御渡」があり、申渡【5】同様、御礼前に松之廊下にて松浦から斉隆に伝達されたことが、「黒田家譜」でも確認できる。<sup>(24)</sup>

#### ※補足 不明（一橋家への伝達文書）

最後に、伝達方式を不明とした申渡【1】についてだが、末尾に「右之通、兵部大輔江申渡候間、為御心得可被申上候」とある点が注目される。松平宗矩への申渡内容に添えて、「御心得」として第三者に「申上」ことを依頼する文意であることから、松平家宛てとは別に伝達されたことが明らかである。

ちなみに、この時の松平家に対する申渡は次のとおりである（『越前世譜』重昌十、延享四年六月十二日）。伝達方式としては、黒書院溜間にて老中列座の下、宗矩に重昌養子の上意が伝達された際、養子御用掛老中の堀田正亮から渡されており、A城中申渡に分類できる。

松平兵部大輔

小五郎名之儀、其方存寄次第相改候様被 仰出候間、可被存其趣候、

一、其方宅普請出来候上、小五郎引移候様可被心得候、

一、諸事家格之通致シ、万端可被取計候、

六月

内容はほぼ同一だが、申渡【1】は、宗矩のことを「其方」ではなく「兵部大輔」と表記する点で異なる。

要するに、申渡【1】の内容自体は、A方式で松平家に伝達されていたが、「諸家系譜」が引用した申渡は松平家宛てとは別系統だった。「松平兵部大輔」に敬称が付かず、さらに「為御心得可被申上候」「此段も可被申上候」の文面からも、養子御用掛老中の堀田から一橋家の家老あたりに宛てて一橋宗尹への披露を頼む伝達文書であった可能性を指摘しておきたい。<sup>(25)</sup>

このほかにも、申渡【6】と関わって、先手の徳山秀栄が一橋家老遠藤易続に知らせた内容（表2、宝暦五年三月一五日）が引用されるなど、一橋家の記録を参照した形跡がある。断片にすぎないが、「諸家系譜」の史料の性格の一端を示す背景的情報として付記した。

以上で第六巻の分析を終えるが、最後に申渡と口達の文化との関連性についていささか言及しておく、Bに区分したものの多くは、「御書付を以被 仰出之」（【7】）、「右近将監宅、家来へ渡之」（【13】）のように、書面で伝達されたと理解できるが、Aは「申渡」「仰渡」とあるものが多く、口達に主眼が置かれたとわかる。また、Cでは、【5】が大目付からの口達とあわせ、書付は城坊主より入手した。

冒頭に述べた「老中申渡書」の文書類型を提唱した笠谷和比古は、その形成過程について、「老中奉書の簡略化」（老中奉書から老中申渡書への移行）と「口頭伝達の文書化」（正確さ、保証性の要求）が統合した所産として発生したとの道筋をつけた。<sup>(26)</sup>

殿席や礼遇に係る事項についても、当初はもっぱら口頭伝達で申し渡されていたものと考えられ、付随して口宣案・位記などの叙任文書が発給される官位とは異なり、『寛政重修諸家譜』においても、殿席・礼席が定まった時期を不明とする大名家が多い。本稿で見たAの口達による申渡に書付が添えられたのかについては不詳だが、上述の【19】では、大名自身への

口達とともに書付が渡されたと考えられる。このほか、「越前世譜」はじめ松平家側の記録に引用されているのを見れば、書付が渡されない場合においても、松平家が何らかの手段で写しを入手したのが明らかである。また、島津重豪の殿席移動に関して、家臣がわざわざ申渡（口達之控）を写し取らせてもらった事例もある。このように、大名家側にとっては申渡を記録化しておく必要があった。

こうした申渡の文書化をめぐる歴史の変遷については別稿で論じることとしたい。いずれにせよ、本稿においては、大名個人の礼遇・格式を明示するもの、ひいては家格の根拠たりえた申渡が、「諸家系譜」の編纂過程で盛んに収集されたという点を重視しておく必要がある。

なお、大名に対する個別的な申渡の文面上において、「格別之思召」「御懇之御義」〔19〕などという將軍の意思が垣間見えたとしても、その伝達の場合に將軍が立ち会うことはなかった点も注視したい。將軍が儀礼の場合において発した言葉の少なさとあわせ、大名にとつて將軍とはかくまで遠い存在だったのである。

## おわりに — 系譜史料の類型化と活用に向けて —

以上、「諸家系譜」の構成や伝来状況の検討とあわせ、本史料中に多数引用された申渡について、松平重昌・重富の履歴を対象に若干の考察を試みた。

幕府法令の伝達を巡る先行研究の中で、御用部屋で作成された個別大名を対象とする伝達の存在自体はすでに知られていたが、具体的な検討はなされてこなかった。本稿では系譜史料のなかの大名個人の履歴を検討素材としたことにより、殿席や礼席をはじめ、大名個人の礼遇や格式に関わる申渡の存在を示すことができたといえる。今後は御用部屋における法規作成の全体構造の中へ位置づけていく必要があるが、その作業も急ぎたい。

最後に、近世後期の系譜史料について付言しておきたい。寛政元年（一七八九）から文化三年（一八〇六）までの足かけ七年におよぶ丹念な

編纂事業を経て完成したのが「寛政重修諸家譜」だったが、年代的に、本稿で分析した「諸家系譜」一八冊は、「ポスト寛政譜」とでも呼ぶべき時期の系譜史料にあたる。

試みに、「諸家系譜」の分析をふまえ、系譜史料の機能について本稿なりにまとめると、概ね次の四つに分かれると考えられる。

①系図 家祖から現在まで連なる血縁の継続状態、ひいては家の正統性を朱系線等によって図示する。

②履歴 歴代当主の経歴や事績・由緒を記録化し、後世に伝えることを目的とする。より充実した内容を持つ家譜なども広義の履歴と見なすことができる。

③法号帳 おもに仏事供養のため、歴代当主の忌日・法号・葬地などを正確に記す。

④統書（親類書） 婚姻・養子による他家との血縁関係や交際履歴を示すことを目的とし、忌服の判断材料としても用いる。大名家の場合には、そこに各個の履歴や系図を加えた膨大な統帳を作成した事例も確認できる。

このほか、例えば「諸家系譜」第九巻収録の参勤交代の早見表などは、①④の編纂過程における副次的産物としての位置づけにある。

実際には、①④の機能が大なり小なり不可分に結びついて個々の系譜史料が作成されることになるため、本稿で主に扱った第六巻は、とくに②の履歴的性格が最も強く表れたものだが、朱系線により家族関係が明示されて①の系図的機能も併せ持つ。さらに記載者全員の忌日・法号・葬地が丹念に記されて、③の法号帳としての機能も備える（何らかの理由で忌日の日取が変更になった場合も漏らさず修正）。また、第一章での分析をふまえれば、「諸家系譜」全体で見えた場合には、一橋徳川家の④統帳の機能を持つ史料と見なすことができる。

むろん、「寛政重修諸家譜」が幕府とのやり取りを経て編纂された以上、各家系譜において、家祖から現行当主に至るまでのタテの血縁関係を中心とする基本事項はここに確定された。とはいえ、系譜史料は時代ごとの歴

史観によって絶えず変更される可能性を有すべきものである。文政から天保期にかけては、家格上昇運動の展開と連動し、將軍家との血縁や各家の家格の先例について、武家社会における、いわばヨコのつながりを意識しながら管理していく必要性が將軍家・大名家双方の側に生じ、そうした時代情勢を背景とし、編集・作成・更新されたのが「諸家系譜」であった。家格変動の鎚矢となった福井松平家の重昌・重富以降の申渡の引用を重視した編集方針についても、兩人への申渡が同家の家格を示す根拠として有効だったという理由によって説明されよう。なお、官位に関する申渡（注21参照）を収録しないのも本史料の特色の一つだが、この点の検証は課題として残すことになった。

とはいえ、本稿の検討をもつてしても、「諸家系譜」の記者や作成過程について明確化することはできなかった。これを余備的考察とし、「諸家系譜」に収録された各系譜の分析作業とあわせ、同時期を中心とした多様な近世系譜史料の活用方法についても手法を磨いていきたい。

#### 〔謝辞〕

「諸家系譜」の分析にあたっては、学習院大学史料館学芸員の丸山美季、同客員研究員の福田千鶴・藤實久美子の各氏にご協力いただいた。また、一橋徳川家の系譜分析に関して、茨城県立歴史館の武子裕美氏よりご助言をいただいた。記して感謝を申し上げたい。

本研究は、JSPS科研費23K18714および22K00876の助成を受けたものである。

【参考史料】松平重昌・重富（「諸家系譜」第四卷、福井松平家の系譜①より）

重昌  
（註）欠字は一字空き、平出は二字空きとした。

実徳川宗尹卿男、母一条兼香公女、寛保三年癸亥八月廿二日生、幼名小五郎、延享四年丁卯六月十二日 台命為養子、同年十二月十五日朝于

内殿 大君賜国俊刀・光包短刀、同月十八日朝于西城内殿 有徳公賜久国刀、同月廿三日移居于常盤橋邸、寛延二年己巳十二月七日襲封、同三年庚午十一月廿八日約娶尾張中納言宗勝女品姫、宝暦二年壬申四月廿三日納、延享四年所加賜宗矩本邸六千六百坪地更賜原額地于菓嶋、同五年乙亥三月十五月初見于 大君、是日命朝 大城時憩于大廊下下休息所及齋金紋挟箱、同年六月十三日元服叙従四位上左近衛権少将兼越前守、同八年戊寅三月十八日卒年十八、法名「空白」、号源隆院葬、于天徳寺、

#### 重富

実徳川宗尹卿男、母細田氏、寛延元年戊辰十一月十六日生、幼名仙之助、宝暦八年戊寅三月重昌卒無嗣、其月廿一日 台命以重富為嗣、其年六月朔移居于常盤橋邸、同九年己卯四月朔日朝于内殿 家重公賜安行短刀、此年十二月四日約娶紀伊宗将女、同十年庚辰四月十五日朝前殿見于 大君、同月廿八日元服叙従四位上左近衛権少将兼越前守、同十三年癸未十一月三日納幣、同月廿二日婚成、明和三年丙戌三月十三日加賜酒井左衛門尉邸内三千坪地納菓嶋二邸之内、天明七年丁未十二月十八日任左近衛権中將、寛政七年乙卯六月十五日特命有破格寵遇之旨、同年八月十五日見 大君子便殿、同十年戊午二月四日叙正四位下、同十一年己未九月十八日致仕特命疾間従平川口朝于内朝以候 起居、同年十一月十三日改左兵衛督、是日初朝于内朝、文化六年己巳六月廿二日卒年六十二、法名仁誉和順道本、号隆徳院、葬于天徳寺、  
夫人 致  
寛政六年甲寅十二月十二日卒、号光安院、葬于天徳寺、

#### 注

（1）笠谷和比古『近世武家文書の研究』八六～九頁（法政大学出版局、一九九八年、初出は日本歴史学会編『概説古文書学 近世編』吉川弘文館、一九八九年）。近世中期以降、幕府から各大名家への個別のな伝達を媒介する文書として代表的なものとなったと説明する。

文書形態について補うと、同氏が引用した元文元年（一七三六）正月の「松平阿波守」宛の老中申渡書の場合、奉書紙横半裁の切紙が用いられ、文書右袖下部に宛所（「松平阿波守」）が記される。日付は一般に付されない。

- (2) 養子に際し、重昌は將軍家連枝である一橋徳川家の嫡子として「徳川小五郎殿」と称された（『柳営日録』および『柳営録』（中川忠英本）の延享四年六月二日条ほか）ともに国立公文書館所蔵）。「松平」ではなく「徳川」と記載されたのは見逃せない点である。徳川氏から他大名家への養子は当時先例が無く、養子御用掛老中が設けられた上で諸手続きが進められた。

- (3) 橋本政宣編『近世武家官位の研究』（統群書類従完成会、一九九九年）、藤田覚『近世後期の武家官位と天皇』（同『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年、初出は一九九七年）ほか。

- (4) 松平（上野）秀治「大名家格制についての問題点—官位制を中心に—」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四十八年度、一九七四年）

- (5) 一条兼香娘（顕子〈俊君〉、「諸家系譜」第一巻では「深達院様」と様付で記載）が初代宗尹、京極宮公仁親王娘（寿賀宮在子、同「桂芳院様」）が二代治済、二条治孝娘（保子〈脩君〉、同「請安院様」）が三代斉敦、桂宮貞敬親王娘（直子、同「東明宮」）が七代慶寿に嫁いでいる。なお、四・五代妻は徳川家出身、六代は妻不在。

- (6) 明治六年五月七日付陸軍省達で「今般第六局中陸軍文庫被置候ニ就テハ取調之筋有之候間、局司・裁判所・東京鎮台等所有之図籍、和漢洋ヲ不諭悉皆明細目録ヲ製シ早々官房へ差出可申候事」（公文別録・陸軍省衆規測鑑抜粹）第八巻）と指示され、同年には「陸軍文庫貸渡規則」（同年七月九日、『太政類典』第二編第四十五巻〈官規十九・図籍三〉）の存在も確認できる（ともに国立公文書館所蔵）。

- (7) 国立国会図書館デジタルコレクションにて、同館所蔵『陸軍文庫図書目録 和漢書之部』（請求記号31744）2冊を閲覧。各冊の表紙表題は、①「和漢書目録／明治二十七年九月印行／陸軍文庫」、②「陸

軍文庫図書目録（和漢書之部）／明治四十一年一月印行／参謀本部」。

- (8) 小川自身が昭和二十二年（一九四七）頃の帝国図書館での思い出として語っている（小川恭一『江戸城のトイレ、將軍のおまる 小川恭一翁柳営談』三六六〜七頁、講談社、二〇〇七年、初出は二〇〇三年）。また、二〇〇六年に受贈を担当した藤實久美子（当時学習院大学史料館助手）と丸山美季（同学芸員）より、聞き取り内容をご教示いただいた。

- (9) 同コレクションの紹介として先行するものに、福田千鶴「石川家文書に伝来する堀尾家・大久保家関係文書について」、藤實久美子「三田村鳶魚・小川恭一コレクションの多彩な武鑑について」が挙げられる（ともに『学習院大学史料館紀要』二九、二〇一三年）。とくに学習院大学史料館への寄贈経緯については藤實論文を参照のこと。

- (10) 「諸家系譜」第四巻の福井松平家（越前守家）系譜①の記載順による。ただし、福井藩主としては初代秀康の嫡子で津山松平家（越後守家）の祖である忠直を二代に数えることも多く、その場合、重昌は一一代藩主となる。

- (11) 閲覧にあたっては「デジタルアーカイブ福井」(<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/>)を利用した。本史料の性格については、長野栄俊「越前松平家の家史編纂について—「家譜」「世譜」の史料解題—」（『福井県文書館資料叢書八 越前松平家家譜』慶永五、二〇一一年）を参照。

- (12) 第九巻中に、同家当主の江戸参府・賜暇日一覽を収載するが、こちらも系譜①〜③と同筆である。記載年次の上限は、九代宗矩の寛延元年（一七四八）四月十六日、下限は一五代慶永の嘉永四年（一八五一、日付空欄）。

- (13) 永井博「福井藩主松平宗矩の家格昇進運動—一橋小五郎の養子をめぐる—」（『茨城県立歴史館報』三三、二〇〇五年）。ただし、永井論文は重昌の殿席の移動時期を宝暦六年の節句登城からとみるが、以下にみるように、これは礼席の問題であり、殿席に関しては同五

年三月一五日の「表向初御目見」当日より、大目付から【5】の申渡を受けて大廊下下之部屋に入っているため、この点は改められるべきだろう。

- (14) 表向初登城に先がけ、松平家が若年寄大岡忠光や老中堀田正亮に提出した内願書では、「於義丸儀、御表向々御目見相願可申年頃ニは相成候得共、未幼年之儀、殊更表向至而不案内ニ罷在候間、殿中之座配・下乗・内々振合等も如何可有御座候哉、於義丸身分ニ而は甚辛勞可仕儀と奉存候」と述べ、大奥登城時の待遇などを引き合いに出しながら、先代宗矩の念願として「先祖中納言殿（初代秀康）江立返り当家再興」を願った。並行して、一橋家からも御用取次田沼意次への働きかけを行った（『越前世譜』重昌十五、宝暦五年正月一七日・二月二十七日）。

- (15) 深井雅海「御礼席」（松尾美恵子・藤實久美子編『大名の江戸暮らし事典』二九七～九頁、終風舎、二〇二一年）。

- 例として、月次御礼（朔・望・二十八日）では、まず黒書院にて徳川三家、加賀前田家以下の大廊下席大名が独礼、溜詰大名が並礼し、雁間詰大名らの立礼を受けた後、白書院にて大広間席・帝鑑間席大名の四品以上が独礼、諸大夫（柳間席含む）が五人ずつ御礼を遂げた（深井「月次御礼の仕組みと格式」、同『江戸城御殿の構造と儀礼の研究 空間に示される権威と秩序』第二編第三章、吉川弘文館、二〇二一年、初出は二〇一八年）。

- (16) 行列道具のひとつである挟箱は大名家格の表象として機能し、幕府も延享四年（一七四六）以来、挟箱の所持に制限を加えていた（山本英貴「江戸幕府の政務処理と幕藩関係―家斉期の行列道具を素材として―」、『史学雑誌』第一二六編第六号、二〇一七年）。越前家系の各家では、金紋をつけながらも將軍家に遠慮して革覆で金紋を隠したとされる（小川恭一編著『江戸幕藩大名家事典』下、原書房、一九九二年）。従来「長革覆内栗色網代金紋挟箱」を使用してきた福井松平家は、重昌の「表向初御目見」の下城時から、「黒塗金紋

挟箱」を持たせた（『越前世譜』重昌十五、宝暦五年三月一五日）。

- (17) 深井前掲「御礼席」。大廊下席・溜詰は年始白書院／八朔・五節句白書院／月次黒書院。大広間席・帝鑑間席・柳間席は年始大広間／八朔・五節句大広間／月次白書院。雁間詰・菊間詰は年始大広間／八朔・五節句帝鑑間／月次西湖間東縁類入御之節雁間となる。

- (18) 伊丹直賢は一橋家で用人・家老をつとめた経歴を持ち、寛延二年一二月から大目付にうつった。このとき、「一橋の館の事をもあづかりつとむべき旨仰を蒙る」とある（『寛政重修諸家譜』）。

- (19) 「拙者儀五節句御礼致登 城度願奉存候、以上／二月廿二日／松平越前守」の文面で月番老中に願書を提出した（『越前世譜』重昌十七、宝暦六年二月二十二日）。

- (20) 松尾美恵子「大名の殿席と家格」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五十五年、一九八〇年）、同「大名殿席制の成立過程」（『学習院史学』二四、一九八六年）、同「近世大名制の成立」（『学習院史学』三三、一九九五年）。

- (21) 大名への官位叙任の伝達も白書院縁類にて同様の申渡により行われた（橋本政宣「近世の武家官位」、鶴田啓「近世大名の官位叙任過程」、ともに前掲橋本編『近世武家官位の研究』）。

- (22) この後の重富の履歴を見ると、正四位下中将への昇進を果たし、隠居後は平川口からの登城を許可されるとともに(20)、將軍家と日々の贈答などの交流を通じて破格の待遇を受けている。

- (23) 本例のように、毎回月次や五節句の定例登城にあわせて城中申渡の場が設定されていたわけではなく、むしろ表3中では、臨時で月番老中から登城召を受けて翌日登城して申渡を受ける事例が多い。

- (24) 『新訂黒田家譜』五（文献出版、一九八三年）。
- (25) 翌一三日付で養子御用掛老中の堀田正亮から一橋家老の伊丹直賢にあてた次の「切紙」と申渡【1】との類似点が指摘できる（『覚了院様御実紀』延享四年六月十三日、『茨城県立歴史館史料叢書14 一橋家文書覚了院様御実録1』、二〇一一年）。

小五郎事松平於義丸と可相改哉之旨、兵部太輔相伺候二付、伺之通名改候様ニ相達候間、此段可被申上候、  
六月十三日  
堀相模守

伊丹兵庫頭殿

(26) 笠谷前掲書。

(27) 松尾前掲「大名殿席制の成立過程」が殿席の固定時期を分析する。松尾が『寛政重修諸家譜』から抽出した全二四五家のうち、「そのはじめはつまびらか」でない例は九〇例と三分の一以上を占める。

(28) 天明四年（一七八四）九月二三日、島津重豪（將軍家齊御台所近衛寔子の実父）が大広間から大廊下下之部屋への殿席移動を認められた際、島津家の江戸留守居が、わざわざ「口達之控」を借用してその場で写し取った事例を確認できる（『鹿兒島県史料 旧記雑録追録六』、二二二〇号文書、一九七六年）。ただし、本例は、同月五日の登城時の大目付からの伝達が再検討を経て老中田沼意次宅にて、その用人から口達されたものであり、いささか特殊な例に入る。

(29) 將軍本人が大名に対してかけた言葉については深井雅海「將軍の言葉に見る格式—寛政四〜七年「御意之振」の紹介・分析を中心に」（同『江戸城御殿の構造と儀礼の研究—空間に示される権威と秩序』吉川弘文館、二〇二一年）に具体的な分析がある。

(30) 藤井讓治「元禄宝永期の幕令—「仰出之留」を素材に—」（同『幕藩領主の権力構造』第二部Ⅵ、岩波書店、二〇〇二年、初出は一九七六年）、深井雅海「法令の伝達と將軍吉宗の主導—享保前期「仰出之留」を素材に—」（徳川林政史研究所『研究紀要』三九、二〇〇五年）、篠崎佑太「近世後期における家格と法令伝達—大廊下下之部屋詰大名を中心に—」（『東京大学史料編纂所紀要』二六、二〇一六年）。

(31) 平野仁也「『寛政重修諸家譜』の呈譜と幕府の編纂姿勢」（同『江戸幕府の歴史編纂事業と創業史』清文堂出版。二〇二〇年、初出は二〇一五年）。

(32) 『名古屋叢書三篇第一巻 尾張徳川家系譜』（名古屋蓬左文庫、一九八八年）の解題が、近世後期に同家で編纂が続けられた「御統帳」に關説する。

〔付記〕本稿脱稿後に、山本英貴「大御所時代」の幕藩関係（荒木裕行・小野将編『日本近世史を見通す3 体制危機の到来 近世後期』吉川弘文館、二〇二四年）を得た。一橋家はじめ徳川三卿当主らが、將軍親族としての影響力を背景に、家格上昇を志す大名家からの「内願」仲介を依頼された実態を論じており、参照されたい。本稿で取り上げた「諸家系譜」も、かかる政治史的状况と不可分に作成された点を改めて指摘しておく。